

京都府が緊急事態宣言の延長を要請中

※5月28日 13時時点

政府の延長決定を受けて内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。

笠置町の今後の対応に ついて

笠置町

笠置町の対応について

京都府全域に対する緊急事態宣言の発出に伴い、新型コロナウイルスの感染を拡大させないため、町施設及び町内の府立施設について、施設の使用制限及び事業の中止等を講じます。

期間は令和3年4月25日(日)から5月31日(月)までです。

みなさまには、不要不急の外出を控えていただき、引き続き三密(密接、密集、密閉)の回避、マスクの着用や手洗い、手指消毒の徹底等、感染防止のための対策をおとりいただきますようお願いいたします。

使用を制限する施設等について①

産業振興会館：会議室・ホールの貸出、喫茶コーナー 休止

笠置いこいの館：ゲートボール場、会議室、ボルダリングルームの貸出 休止

笠置町運動公園：貸出 休止

笠置会館：会議室の貸出 休止

つむぎてらす：各部屋の貸出 休止

小学校：体育館 平日午後8時まで貸出可 ・ 土日貸出休止

サテライトオフィス、交流プラザ、お試し住宅：貸出 休止

笠置キャンプ場： 閉鎖 4月25日(日)午後4時～6月1日(木)午前8時まで

府立笠置山自然公園： 閉鎖

使用を制限する施設等について②

施設の使用制限に伴い、各種事業についても中止または延期といたします。

笠置会館でのデイサービス事業や、つむぎてらすでの健康関連事業など、ご利用いただいている皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、感染拡大を防止するため、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

笠置町周辺地域の 新型コロナウイルス感染症の 感染状況について

令和3年5月28日 京都府相楽郡笠置町

笠置町周辺地域の感染状況について

○近隣保健所管内の感染確認者累計(5月21日～5月27日)

地域	累計感染者数	最終感染公表日
山城南保健所管内 (京都府)	15人	5月27日
奈良市保健所管内 (奈良県)	54人	5月27日
伊賀保健所管内 (三重県)	11人	5月27日

出典:京都府、奈良市及び三重県の公表情報を基に、笠置町で集計

感染再拡大防止のため の今後の対策

京都府

京都府緊急事態宣言発令

京都府は、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け、府民の皆さんに次のことについて要請しています。

住民、事業者の皆さんは、感染再拡大防止のため、次のことの徹底をお願いします。

区域 : 京都府全域

期間 : 令和3年4月25日～令和3年5月31日

緊急事態措置宣言 (5月31日まで)における 新たな要請事項

京都府



発熱等の症状がある方への要請

(特措法45条第1項に基づく要請)

- ・発熱等の症状(発熱、咳、のどの痛み、息苦しさなどの症状)がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談すること。

(特措法24条第9項に基づく要請)

- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いをを行うこと。
- ・極力個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にすること。

同居者に発熱等の症状がある方への要請

(特措法45条第1項に基づく要請)

- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。

(特措法24条第9項に基づく要請)

- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等による同居者の療養環境の確保を行うこと。
- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等の症状がある場合と同様に注意すること。

家庭内感染防止の要請

(特措法24条第9項に基づく要請)

- ・検温を習慣化し、体調管理に努めること。何か症状が出たり、体調の悪さを感じた時は必ず検温を行うこと。
- ・帰宅後には流水と石けんでの手洗い、アルコール消毒液を用いた手指消毒を徹底すること。
- ・ドアノブ、照明のスイッチなど、手で触れる共有部分は、こまめにふき取り清掃を行うこと。
- ・共有スペースも含め、こまめに窓や扉を開けるなど、換気を行うこと。

通勤・通学等に当たっての行動要請

(特措法24条第9項に基づく要請)

- ・公共交通機関を利用する場合、必ず正しくマスクを着用すること。
- ・車内では会話しないこと。
- ・時差出勤や徒歩・自転車の活用等により、人との接触を低減する取組を進めること。
- ・体調に不安のある従業員に対して、休みやすい環境づくりを推進すること。

外出の自粛等①

特措法第45条第1項に基づく要請

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することや、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

外出の自粛等②

特措法第24条第9項に基づく要請

- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。

催物（イベント等）の開催自粛

特措法第24条第9項

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

【人数上限】5,000人以下

【収容率】収容定員の50%以下

収容定員が認定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保

【開催時間】21時まで

人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、事前に京都府相談窓口へ相談すること

施設の使用制限等①

飲食店への要請(特措法第45条第2項に基づく)

施設の種類	内訳	要請の内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 バー、カラオケボックス※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類に持ち込みを含む。以下同じ。) 又は、カラオケ設備提供をする場合	施設の休止
		酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮(5時から20時まで)

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

施設の使用制限等②

飲食店への要請

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- ・マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

施設の使用制限③

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- ・ 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な確保等飛沫感染防止等感染防止対策を行うこと。

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- ・ CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

(特措法に基づかない働きかけ)

- ・ 感染の防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知すること。

飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)①

(1)休業・営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	内訳	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・土日の休業を要請 ・営業時間短縮(平日は5時から20時まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(法に基づかない働きかけ)
②運動・遊技施設	体育館※、スケート場※、水泳場※、屋内テニスコート※、柔剣道場※	<ul style="list-style-type: none"> ・(法に基づかない働きかけ)19時までの営業時間短縮 ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮(5時から20時まで) ・(ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・※の施設が全国大会等を開催する場合は、土日を含め、イベント等の開催用件(人数上限・収容率・21時までの営業時間短縮)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理

飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)①

(1)休業・営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	内訳	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	<ul style="list-style-type: none"> ・土日の休業を要請 ・営業時間短縮(平日は5時から20時まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(法に基づかない働きかけ) ・営業時間短縮(5時から20時まで)
④サービス業(生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・(法に基づかない働きかけ) ・19時までの営業時間短縮 ・生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く) ・入場整理

※感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

※感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
(特措法に基づかない働きかけ)

※感染の防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知すること。

飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)②

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模に関わらず要請)

施設の種類	内訳	要請内容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	(法に基づかない働きかけ) ・入場整理等の働きかけを行うこと ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
④運動施設、遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 1,000㎡超: 20時までの営業時間短縮要請 1,000㎡以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 (法に基づかない働きかけ) ・入場整理等を行うこと。 ・オンライン配信の場合は時間短縮不要

飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)③

施設の種類	内訳	要請内容
⑤博物館等	博物館、美術館等	(法に基づかない働きかけ) ・入場整理等の働きかけを行うこと ・オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
⑥結婚式場	結婚式場	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛(45条②) ・営業時間短縮(5時から20時まで)(45条②) (法に基づかない働きかけ) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下、収容率50%以内のいずれか小さい方で開催
⑦葬祭場	葬祭場	(法に基づかない働きかけ) ・酒類提供の自粛

※感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

※感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
(特措法に基づかない働きかけ)

※感染の防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知すること。

(3)その他

施設の種類	内訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	オンラインの活用
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底。 別紙1 に留意
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) 適切な入場整理
④商業施設	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド等	感染防止対策の徹底
⑤サービス業(生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

大学・高等学校・中学校等への要請 (第24条第9項に基づく要請)①

別紙1

- ・大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること。
- ・大学ガイドラインの遵守を徹底すること。特に課外(クラブ・サークル)活動における許可制の導入や他府県への遠征は中止又は延期するなど、感染防止対策に留意すること。なお、中止又は延期にできない場合には、主催者による十分な感染対策が講じられていることを確認の上、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認すること。
- ・京都府が国と協力して実施する府内大学における新型コロナウイルスモニタリング検査等に協力すること。

大学・高等学校・中学校等への要請 (第24条第9項に基づく要請)②

別紙1

- ・大学等の授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること。(「きょうとマナー」の厳守)
- ・学生寮における感染防止対策を徹底すること。
- ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底すること。
 - ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ・クラブ・サークル等のコンパ
 - ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲食・宿泊
 - ・食事中も含めた、マスクを外しての会話

中学校・高等学校等への要請 (第24条第9項に基づく要請)

別紙1

- ・高等学校等において、各学校の通学実態を踏まえて、公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校等、通学時の密を避けるための対策を行うこと。
- ・中学、高等学校におけるクラブ活動については、原則、自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底すること。
- ・上位大会(全国大会、近畿大会等)につながり、かつ、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加すること。

【府の取組】

府立施設については、別紙2の府民利用に供する府立施設等について原則施設利用を休止（併設する駐車場を含む）する。

（ただし、既に年間を通じて継続的な利用を認めている施設は除く。）

府民利用に供する府立施設等①

別紙2

施設名称一覧

所在:京都市

京都府庁 旧本館	桂川運動公園	文化芸術会館
京都府庁 NPOパートナーシップセンター	島津アリーナ京都(府立体育館)	府民ホール(アルティ)
京都府外国人住民総合相談窓口	京都テルサ	art space co-jin(アートスペース・コージン)
京てらす(京都府庁第2号館屋外緑化施設及び太陽光発電施設)	京都パルスプラザ	京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)
府立植物園	京都経済センター	視力障害者福祉センター
鴨川公園	京の食文化ミュージアム・あじわい館	ぶらり嵐山
嵐山東公園	京都学・歴彩館	ハートプラザKYOTO三条
伏見港公園	堂本印象美術館	京都動物愛護センター
羽束師運動広場	京都文化博物館	ゼミナールハウス
久我西多目的広場	陶板名画の庭	

府民利用に供する府立施設等②

別紙2

施設名称	所在地	施設名称	所在地
中丹勤労者福祉会館	福知山市	丹後王国「食のみやこ」	京丹後市
京都舞鶴港うみとびら	舞鶴市	碓高原牧場「ふれあい広場」	京丹後市
中丹文化会館	綾部市	丹後文化会館	京丹後市
山城総合運動公園	宇治市	丹後勤労者福祉会館	京丹後市
城南勤労者福祉会館	宇治市	STIHLの森京都(府民の森)	南丹市
京都府立青少年海洋センター	宮津市	府立るり溪少年自然の家	南丹市
府立丹後郷土資料館	宮津市	京都丹波高原国定公園ビジターセンター	南丹市
府立丹後海と星の見える丘公園	宮津市	口丹波勤労者福祉会館	南丹市
サンガスタジアム by KYOCERA	亀岡市	府立山城郷土資料館	木津川市
サンアビリティーズ城陽(京都府立心身障害者福祉センター体育館)	城陽市	府民スポーツ広場	久御山町
木津川運動公園	城陽市	山城勤労者福祉会館	井手町
木津川河川敷運動広場	城陽市	けいはんなホール	精華町
洛西浄化センター公園	長岡京市	けいはんな記念公園	精華町
長岡京記念文化会館	長岡京市	丹波自然運動公園	京丹波町

職場への出勤等①

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進すること。

職場への出勤等②

- ・職場における感染防止のための取り組み(事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、職員寮等の集団生活の場での対策等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底すること。
- ・職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。
- ・職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践すること。
- ・重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

公共交通機関等への働きかけ

(特措法によらない働きかけ)

- ・地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等の協力を依頼
- ・事業者に対して、屋外証明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯等の協力を依頼

営業時間短縮等に対する支援

特措法に基づく休業及び営業時間短縮の要請に応じた施設等に対しては、京都府より支援があります。

緊急事態措置に関する府民、事業者からの問合せ対応

【問合せ先】京都府新型コロナウイルス ガイドライン等コールセンター

【電話番号】075-414-5907

【開設時間】緊急事態措置期間中は平日・休日 午前9時～午後5時

1、一人ひとりが、うつらない、 うつさない行動を！

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
- ・会話の時は必ずマスクをしましょう！

2、飲食機会の感染予防の徹底①

- ・飲食時のきょうとマナーに御協力をお願いします。

〈きょうとマナー〉

- ・適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・会話の時は、マスクを着用！
- ・食事前、退店時には手指消毒を！
- ・お店では大声で話さないでください！
- ・2時間、4人までを目安に！

2、飲食機会の感染予防の徹底②

- 宴会や家族以外のホームパーティー・飲酒は控えてください。
- 屋外での飲酒も控えてください。
- 外食時は1人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」に御協力ください。

3、職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等により「出勤者数の7割削減」を目指してください。
- ・時差出勤やオンライン会議等、あらゆる場面で、人と人との接触機会を減らしてください。
- ・CO2センサーの設置によりCO2濃度を「見える化」する等して、こまめな換気を励行してください。
- ・アクリル板の設置等、職場に応じた感染防止対策を講じてください。
- ・執務室だけでなく、休憩スペースや更衣室等の対策も徹底してください。

感染リスクが高まる 「5つの場面」

10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会
から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



新型コロナウイルス感染症 への感染が疑われる場合の 対応について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は・・・

- 11月1日から、新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査体制が変わりました。
- 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医などの身近な医療機関へ電話で御相談ください。
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、次の窓口に連絡して下さい。
きょうと新型コロナ医療相談センター
電話：075-414-5487（365日24時間）

新型コロナウイルス感染症に 関する人権への配慮について

新型コロナウイルスへの 感染に関する人権への配慮について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の発生が危惧されております。
- ▶ このような行為は重大な人権侵害です。町民の皆様におかれましては憶測やデマに惑わされず、冷静な行動をお願いいたします。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性のある病気です。闘う相手はウイルスであり、人ではありません。
- ▶ 不当な差別やいじめ等の様々な人権問題については、以下の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

みんなの人権110番

電話：0570－003－110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

笠置町の今後の対応について

- 今後も、京都府と連携を密にし、
テレビ等による正確な情報の提供と、
適切な対応に努めますので、ご確認ください。